

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
【省略用語例】 <u>連結財務諸表規則 --- 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）</u> A 基本ガイドライン 法第5条（有価証券届出書の提出とその添付書類） <u>5－19－2 開示府令第二号様式記載上の注意(59)のfに規定する「特段の取組み」とは、例えば、次のような取組みをいう。</u> <u>① 会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制の整備（会計基準の変更等についての意見発信及び普及・コミュニケーションを行う組織・団体（例えば、財務会計基準機構）への加入、会計基準設定主体等の行う研修への参加）。</u> <u>② 連結財務諸表規則の規定に基づき任意で国際会計基準による適正な財務諸表等を作成するための社内規程、マニュアル、指針等の整備（このための社内組織（例えば、情報管理委員会）を設置している場合はその旨も併せて記載すること）。</u>	【省略用語例】 （新設） A 基本ガイドライン 法第5条（有価証券届出書の提出とその添付書類） （新設）